

府消委第 号
平成25年8月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上 正二

答 申 書

平成25年7月31日付け消表対第338号をもって当委員会に諮問のあった「家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく表示の標準となるべき事項の変更」については、家庭用品品質表示法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。